

避難所運営マニュアル 基本モデル

松田町
令和3年6月

はじめに／用語の解説

第1章 大規模震災の場合

1. 期区分と各組織の行動	6
1.1 発災直後の防災活動	7
1.2 人の流れのイメージ	8
2. 避難所の開設準備・開設	9
2.1 準備のための開錠	10
2.2 受入準備	12
2.3 レイアウトづくり	13
2.4 避難所開設・避難者受付開始	16
2.5 避難者受入フローチャート	17
3. 運営の体制づくり	18
3.1 運営委員会の設置	19
3.2 会議の開催	20
3.3 情報伝達の流れ	21
3.4 各班の役割	22
4. 避難所運営	31
4.1 運営活動のルール	32
4.2 管理	34
4.3 福祉避難所・一般避難所福祉スペース	36
5. 安定期以降の取組	38

第2章 風水害の場合

1. レベルに応ずる各組織の行動	40
2. 避難所の開設準備・開設	41

さいごに

〈資料集〉

- 施設安全点検用紙
- 松田町避難者カード等
- 避難所内部の一例
- ▶生涯学習センター
- ▶松田小学校
- ▶寄小学校

対象災害

本マニュアルは、主に大規模震災を想定した場合の避難所運営を記述しています。

対象避難所

避難所は、主に町が設置する指定避難所を主対象としています。

基本モデル

本マニュアルは、生涯学習センター、寄小学校、松田小学校等避難所の基本モデルとして作成しています。

細部の配置等は、各施設ごとに個別マニュアルを作成します。

自主防災会が集会施設等を避難所（以下「地区避難所」という。）として開設する場合、本マニュアルを準用とします。

災害時の行動等の記述

避難所全般の動きを理解するため、災害時の自主防災会・住民の行動、避難所の開設・運営及び町役場の行動等を記述しています。

町の避難所運営の目標

- ①発災直後から3日間は、速やかに指定避難所を開設して避難場所の確保を最優先し、備蓄食料や水、毛布など避難所での生活に必要な最小限の環境を整えること。
- ②3日から1週間は、テントや電源、簡易トイレなどを逐次配置するとともに、1日の食事に1回は、温食を提供するようにすること。
- ③1週間から1か月間は、入浴、洗濯、冷・暖房、事後の住宅の確保など、日常生活を目標とすること。

用語の解説

大規模震災

大規模震災には、地震以外にも火山災害や大規模火災等避難所が必要となる他の大規模災害も含むもの、と定義しています。

生涯学習センター

旧文化センターのことです。

避難所

災害によって住宅を失う等、被害を受けた人や被害を受ける可能性がある人が、一定の期間避難生活をする場所である。具体的な施設としては、小・中学校や公民館等公共施設が多い。阪神淡路大震災の避難者のピークは人口の16%、新潟県中越地震では62%に達した。

指定避難所

平成25年6月災害対策基本法の改正により、市町村が一定の基準に適合する施設を指定することを規定したもの。※松田町は未指定。
災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させること目的とした施設。大規模震災の場合、滞在は数カ月続く場合がある。

指定緊急避難場所

指定避難所と同じく平成25年6月災害対策基本法の改正により規定された。津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもので、住民等の安全確保を目的とするもの。
東日本大震災の際、避難所に行ったため、被災したケースが発生したため定義された。

福祉避難所

要配慮者を対象とした避難所のこと。指定する施設はバリアフリー化された施設、かつ支援できる人材や機材が必要である。具体的には老人福祉センターや特別老人ホーム等の利用の他、民間ホテルの借り上げが望ましい。

自主避難所 先行的に避難する住民のために、避難情報に先駆けて開放する避難所。

一時避難場所（いっとき）

延焼火災等から一時的に身を守るため避難する場所で、**地域の集合場所**的な意味もある。具体的な場所としては、学校のグラウンド、公園、神社等比較的規模の小さなオープンスペースが多い。一時避難場所が危険になった時は、さらに規模の大きな広域避難場所に集団で避難することになる。特に一時と広域に大きな違いがあるわけではない。

広域避難場所

地震等による火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所である。その大きさは火災の輻射熱から身体を守るために約10ha以上（一辺が316.23m）が必要とされている。具体的には大規模な公園や団地、大学等が指定される。

要配慮者

避難所生活において配慮や支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、アレルギー疾患、性的少数者LGBT等を指す。明確な定義はなく地域で対象を定めている場合もある。災害時は誰もが要配慮者へ変化する可能性があり、病気やケガで要配慮者の数が増加する傾向がある。

第1章 大規模震災の場合

1 期区分と各組織の行動

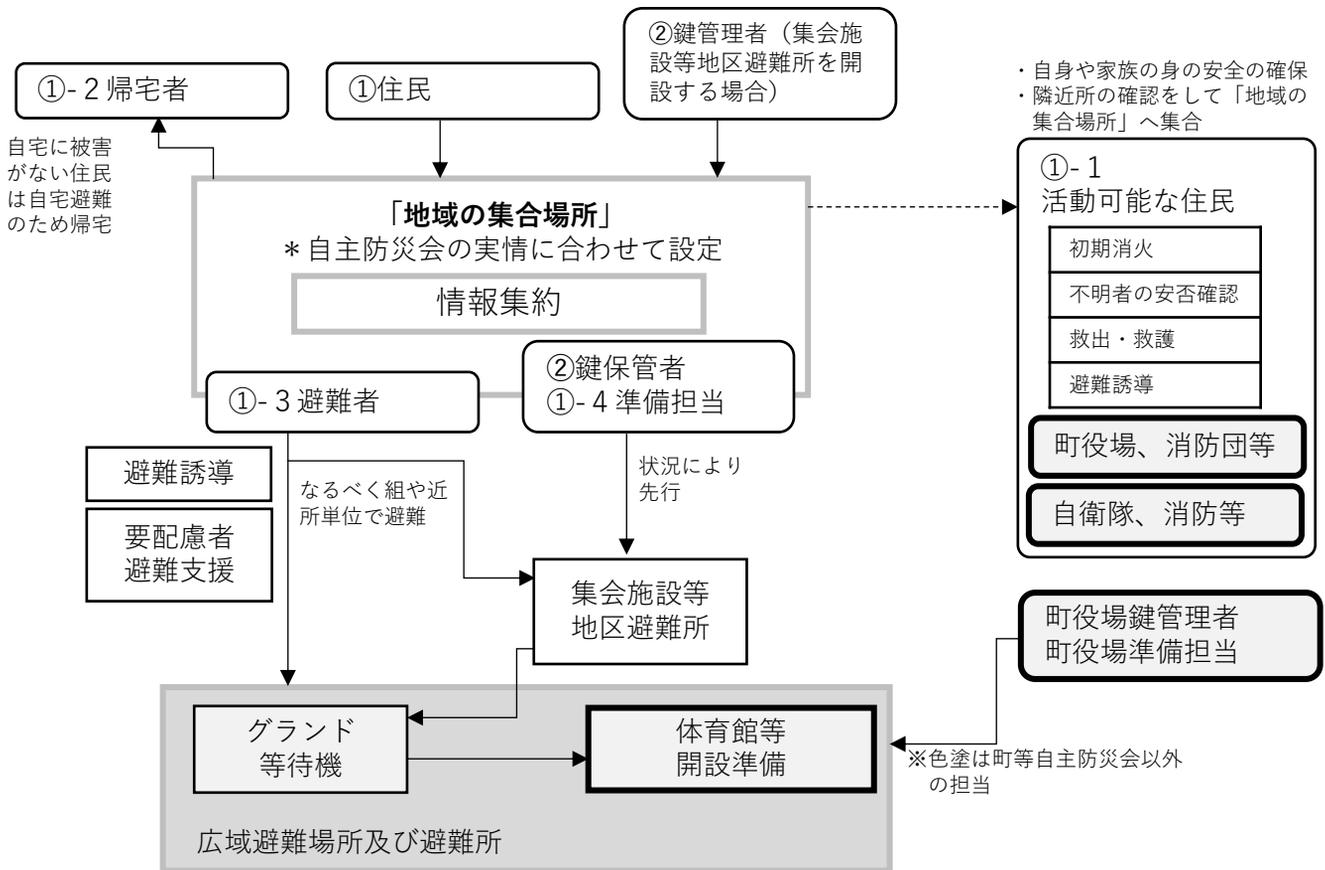
初動期（発災から72時間） 重視事項：人命救助を最優先		
自主防災会・住民の行動	避難所の開設・運営	町役場の行動
地震発生 ▪ 身の安全を確保・家の確認	地震発生 ▪ 施設の確認	地震発生 ▪ 身の安全を確保・庁舎の確認
隣近所の確認 ▪ 出火の有無		対策本部の立上 ▪ 職員の参集
自主防災会の行動 ▪ 初期消火 ▪ 情報の収集・伝達 ▪ 見回り・安否被災確認 ▪ 救出・救助救護 ▪ 衛生救援	避難所開設要員の準備 ▪ 資材確認 ▪ 安全確認	72時間の業務継続 ▪ 被災状況の把握・報告 ▪ 死者・行方不明者への対応 ▪ けが人・病人の応急対応 ▪ 関係機関との連絡調整等
住民の避難 ▪ 避難行動要支援者への支援を行いつつ、組・数名単位で避難 ▪ 集会施設等の地区避難所の準備・開設	避難所の開設準備 ▪ 準備のための開錠 ▪ 受入準備・安全点検等 ▪ レイアウトづくり ▪ 避難者への開設・受付開始 ▪ 避難者数把握・名簿 ▪ 居住スペースへの誘導	
展開期（72時間～3週間） 重視事項：安定した運営づくり、健康管理		
自主防災会の態勢確立 ▪ 自主防災会単位の安否確認 ▪ 1週間をめぐりに安否確認 ▪ 要配慮者への対応 緊急入所、福祉避難所 ▪ 地区住民が入所する避難所運営委員会に対する支援	運営体制づくり ▪ 運営委員会の設置 会議の開催 ▪ 仮設トイレの設置 ▪ 飲料水の確保 ▪ 運営員に自治会役員の取込み	多様な支援体制 ▪ 災害ボランティアセンターの開設準備 ▪ 地区避難所との調整 ▪ ライフラインの確保・確立 ▪ 罹災申告の受付 ▪ 義援金等の受付 ▪ 相談窓口の開設等 ▪ 家屋の応急危険度判定 ▪ 避難所施設の事後の使用法 ▪ 医療から保険・福祉へシフト ▪ 生活・衛生施設の状況を提供
自宅避難等対応 ▪ その他の避難者を掌握 ▪ 生活支援	避難所運営 ▪ 行政との連絡体制の確立 ▪ 自宅等避難者への対応 ▪ 物資確保	
安定期（3週間～） 重視事項：町避難所撤収を見込んだ避難住民の移動調整		
自宅と避難所の往復者の増加 ▪ 避難所は夜だけ泊まる施設へ移行 ▪ 食事や物品配布場所へ変化	避難所の安定化 ▪ ルールの確立 ▪ 生活支援 ▪ 常用医薬品の確保 ▪ 居場所づくり ▪ 管理（衛生・食事・健康）徹底 ▪ 相談体制、こころのケア 遺族を含む	▪ 学校・図書館等再開へ避難所並存の可能性 ▪ 本来機能の早期回復 ▪ 緊急小口資金貸付制度開始 仮設住宅建設計画の具体化 ▪ ホテル等借上
撤収（ライフライン回復後） 重視事項：閉鎖後のフォロー		
▪ 撤収に自主防災会が支援	避難所の統合・態勢準備 ▪ 閉鎖の準備	・学校等再開

* 町が運営→避難所、集会所等→地区避難所と定義

1.1 発災直後の防災活動

区分	初期消火	情報収集・伝達	見回り・安否確認	救出救助	避難誘導	給食等	地区避難所運営	役場職員の行動
	自助とは「自分の命は自分で守る」こと。ケガをしないように慎重な行動を。							同左
発生	自身や家族の身の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 揺れがおさまるまで身を守る。／家屋内にいる家族の安否確認を行う。 ▪ 揺れがおさまったら使用中の火気を消す。 ▪ 避難する時はガス器具の元栓・容器バルブを閉める。通電火災を防ぐため電気のブレーカーを切る。／感震ブレーカーやマイコンメータの復帰方法も習熟しておく。 ▪ 周辺の安全を確認。 							同左
	初期消火 消防等通報 地域内の出火確認	情報班行動 集会施設を本部として使用か否か	隣近所確認 安否／被災家屋の確認	救助・救護の資材準備	組・近所単位で安全な場所へ移動	3日分食糧／停電断水対策	地区避難所の検討 希望者は事前把握	迅速な役場登庁 状況報告
30分	「地域の集合場所」（一時避難場所等）へ集合 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 消火や救出に必要な器材を持っていく場合等自主防災会で行動を決めておく。 ▪ 地域での迅速な助け合いを実現するためには、「地域の集合場所」の周知徹底が不可欠。 ▪ 「地域の集合場所」を拠点とした安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施。 ▪ 「地域の集合場所」は、組や数軒単位等、それぞれの自主防災会に応じて決めておく。設けない場合は、お互いの連絡要領や安否の確認手段等のルールを決めておく。防災・支え合いマップを利用して点呼。 ▪ 避難は、事後の迅速な安否確認や救出活動につなげるため、なるべく家族やご近所、自主防災会の組等の単位で行うこと。個人で単独行動する場合は、自分の行動を組長等へ連絡。できない場合は家に表示等する等伝達要領を決めておく。 ▪ 当面の間は地域で助け合うことが必要。これまでの災害事例から大規模地震の発生直後における救出・救護や避難所開設・運営は、地域住民相互による取組が重要。 ※行政は、職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施等により、迅速な現場対応が難しい場合がある。 ▪ 自宅に被害がある場合は避難所等へ移動、自宅に被害がない場合は自宅等へ移動 地震や火災等により自宅・避難所が危険な場合は広域避難所等へ移動 							職員行動は業務継続計画の中で示す 自主防災会の一員として災害時の行動を事前に自主防災会と調整しておくこと
	消防・消防団への連絡誘導 活動可能な住民の初期消火	状況確認 情報共有 役場等 自治会内	連絡がつかない住民の安否確認	危険な救出はせず情報を消防・役場へ提供	要配慮者の安否確認	食糧の個人携行	開錠前の施設安全点検・開錠	
3時間	火災等がなければ他の支援へ	同上	同上	救助する部隊への現場誘導	要配慮者の避難支援／町役場、民生委員への連絡	水分補給確保	準備開設 資材補給受け	
24時間	通電火災・照明による火災が発生する可能性	同上	同上	同上	同上	温食の提供要望	余震対応事後運用を役場と調整	

1.2 人の流れのイメージ



災害発生から開設までの役割による人の流れ

① 住民

「自分や家族の身の安全確保」「隣近所の安全確認」の後「地域の集合場所」へ。
可能であれば活動可能な住民（①-1）は「初期消火、救出・救護」「不明者の安否確認」を行う。
被災の状況を確認して、自宅に被害がない住民は自宅避難として帰宅する。（①-2）
自宅に被害がある住民は、要配慮者の支援をしつつ、避難所へ向かう。（①-3）
要配慮者が避難所へ同行できない場合、支援を町役場に求めるとともに支援者の一部が残留する。
避難所の開設準備が整い、受付ができるまでは、避難所の外で待機する。

② 鍵管理者（集会施設等の場合）

「自身や家族の身の安全の確保」後「地域の集合場所」へ向かい自分の無事を伝える。
状況により先行して、準備を担当する人員（①-4）とともに地区避難所の開設及び開設準備を行う。

* 鍵管理者は、鍵の保管者、開錠責任者（担当者等）を包括して定義

Q 要配慮者の避難所への搬送判断及び搬送の基準はありますか？

A 現在、搬送基準を検討しています。
支援者は以下のような基準が必要だと考えています。

- ① 当人の家族・親族・友人等
- ② 自主防災会の避難誘導班等の支援者
- ③ 消防団、民生委員、各種団体、介護事業者等
- ④ 町役場に相談

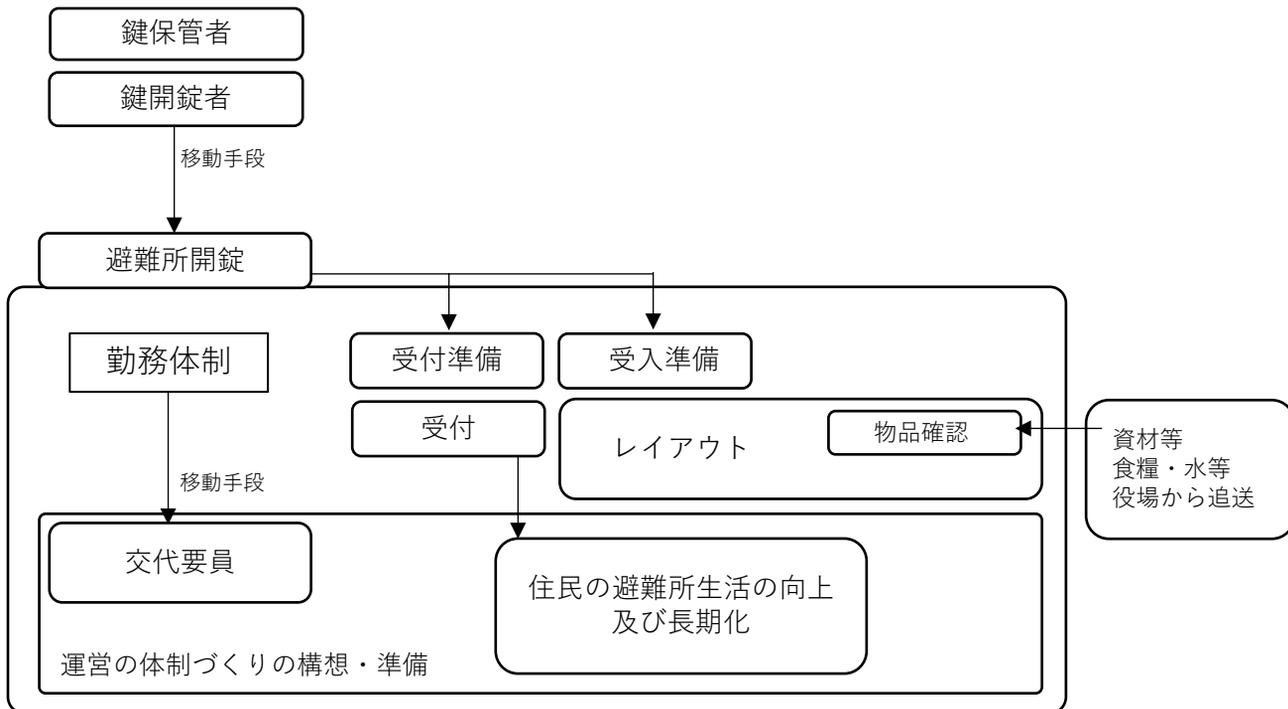
記述の主体

主に町が設置する大型の避難所を対象としています。

避難所開設の流れ

災害時、町役場が主体になって避難所を開錠し、受入準備、レイアウトづくりを進めて避難所を開錠します。

地区避難所は、自主防災会による開設をお願いします。



避難所開設の判断

原則は、下記のとおり避難所が必要な場合に開設します。

被災により住民が家やその周辺範囲に留まることが危険な場合

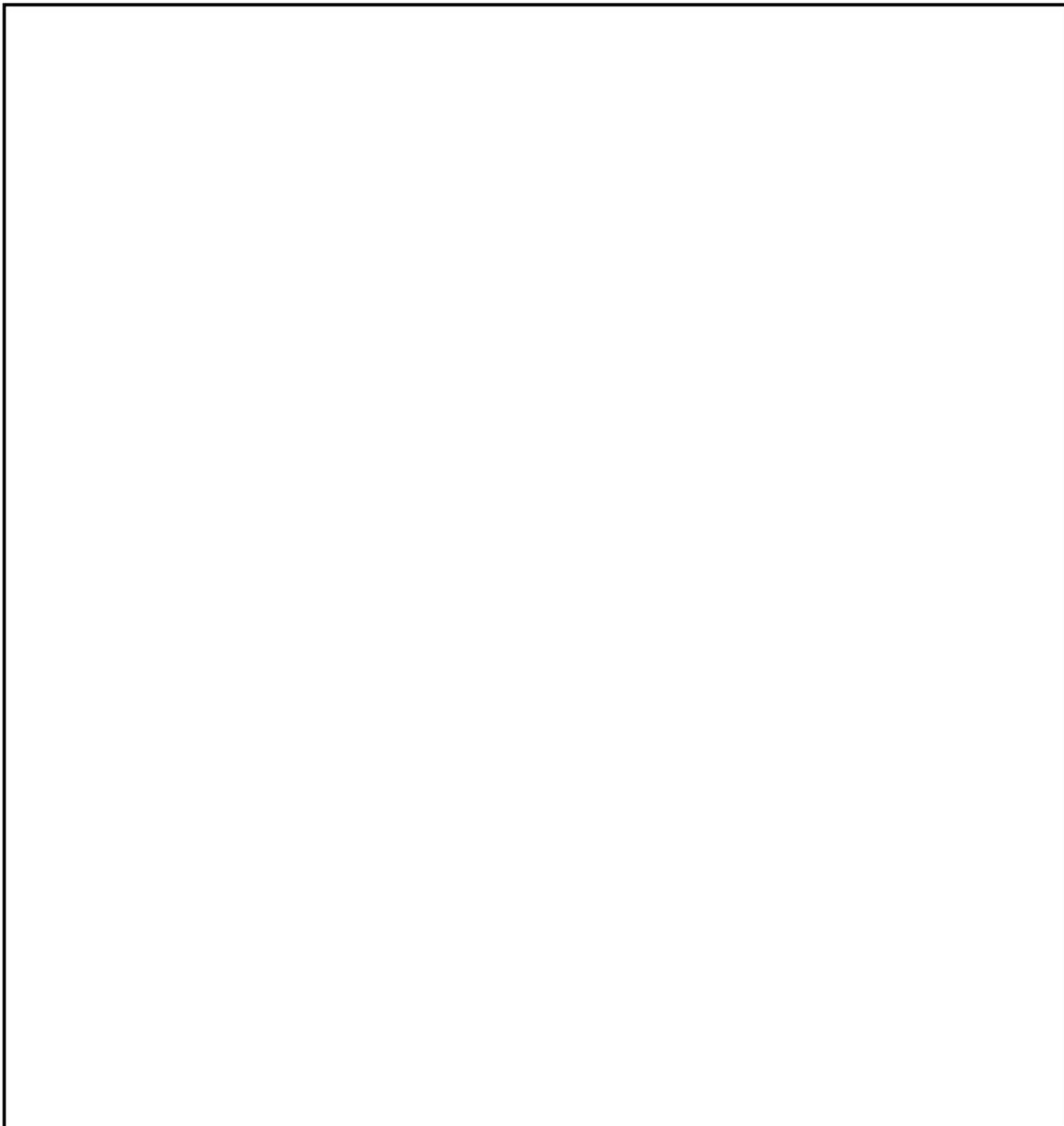
被災により精神的に不安である場合

開設前にすでに避難者がいる場合

Q 自治会の集会施設等が避難所の対象になる場合、自主防災会の判断で開錠すべきか、町から連絡があるまでは開錠しないようにするか、の判断基準は？

A 結論から言えば、自主避難所及び地区避難所として町役場の判断を待つことなく開錠していただきたい、と考えます。事後、集会施設等を地区避難所として継続使用するかどうかは、避難者数や災害の種類、避難者の希望により変化すると思いますので、その都度自主防災会と調整したいと思います。

* 事前の協議により、施設全体の配置図において、開錠する位置を示した図を貼り付けてください。



参考：避難所開設準備に必要なもののリスト

- 非常用発電機（ガスボンベ、ガソリン等）
 - 照明器具セット（電球、スタンド）
 - 延長コード
 - ランタン
 - メガホン
 - TV・ラジオ
 - 屋内用間仕切りテント
 - マット
 - 毛布
 - 水
 - 避難所開設セット（ケースや箱に入れておく）
- 地図、養生・ガムテープ、模造紙、各種筆記用具、様式書類つづり、ビニール袋、掲示板、簡易ゼッケン、タオル、簡易トイレ、コロナ対策一式等

2.2 受入準備

いち早く安全確認して使用できる場所を確保しよう。

対策本部が各避難所に「被災建築物応急危険度判定士」を派遣して避難所の安全確認を実施します。施設管理者がいない場合でも、事前の協議に基づいて進めます。

判定士がいない、または派遣できない場合は、資料集「様式1 施設安全点検用紙（木造・コンクリート造等・鉄骨造）」に基づいて複数人で点検し、点検内容を対策本部へ報告してください。

余震が多発している場合等、状況を判断しながら準備を行いましょう。

安全点検チェックリスト「資料集 様式1 施設安全点検用紙（木造・コンクリート造等・鉄骨造）」に基づいて、建物自体が使用可能か、確認します。

点検内容を対策本部へ報告してください。

利用する場所に施設の破損物や危険があったら片づけます。

夜間の場合、照明の確保を行います。照明がない場合は、持参した懐中電灯等に対応します。※原則としてろうそくや火を使う照明は火災発生の原因となり得るため、使用は避けます。

点検に当たっての注意

■建物が使用可能かどうか確認

- 「施設安全点検用紙」は、地震による建築物の被害を確認し安全を確認する際の参考です。
- 安全点検の結果を踏まえ不安に感じた場合、建築の専門家による被災建築物応急危険度判定の実施を要請してください。要請先は、対策本部です。
- 「施設安全点検用紙」は、建物を緊急的に使用する際の目安です。点検項目以外に少しでも危険が予想される建物は、避難所としての使用は控えてください。
- 「施設安全点検用紙」による点検で、1つでも「C」に該当する場合は、避難所としての使用は控えてください。

■点検する人の安全を最優先に

- 点検する際は、点検する人の安全を最優先し、危険が想定される場合には、近づかず安全な場所から目視により、建物の周辺や外観、建物の内部の順に点検してください。
- 点検の途中で余震等があった場合は点検を中断し、すみやかに安全な場所に退避してください。
- 点検後、避難所として使用している時に余震等により建物が新たな被害を受けた場合は、再度点検を実施してください。また「応急危険度判定」を実施した建物においても必要に応じて、再度、応急危険度判定を要望してください。
- 少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」とし、テープや看板等で明確に表示してください。なお、この「立入禁止区域」については、広めに設定してください。

2.3 レイアウトづくり

あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします。

事前に施設管理者と協議した上でレイアウト図（P14）を参考に、各施設ごとの必要なスペースをレイアウトします。

この際、新型コロナウイルス感染予防に留意します。

■余震が多発している場合等、状況を判断しながら準備を行いましょう。

■規模に応じて協力者を得て、レイアウトづくりを行いましょう。避難者の中からもボランティアを集めましょう。レイアウトに際しては、要配慮者の状態に応じた配置を考えましょう。

運営に必要な箇所、必要なスペースを順次割り振り、利用の範囲を明示・表示します。

立入禁止区域、危険箇所、使用除外施設・ドアにはロープ・安全テープを張ったり、貼り紙で表示しましょう。

避難者を誘導する場所に受付を設置します。

*レイアウト作成に当たって再確認！

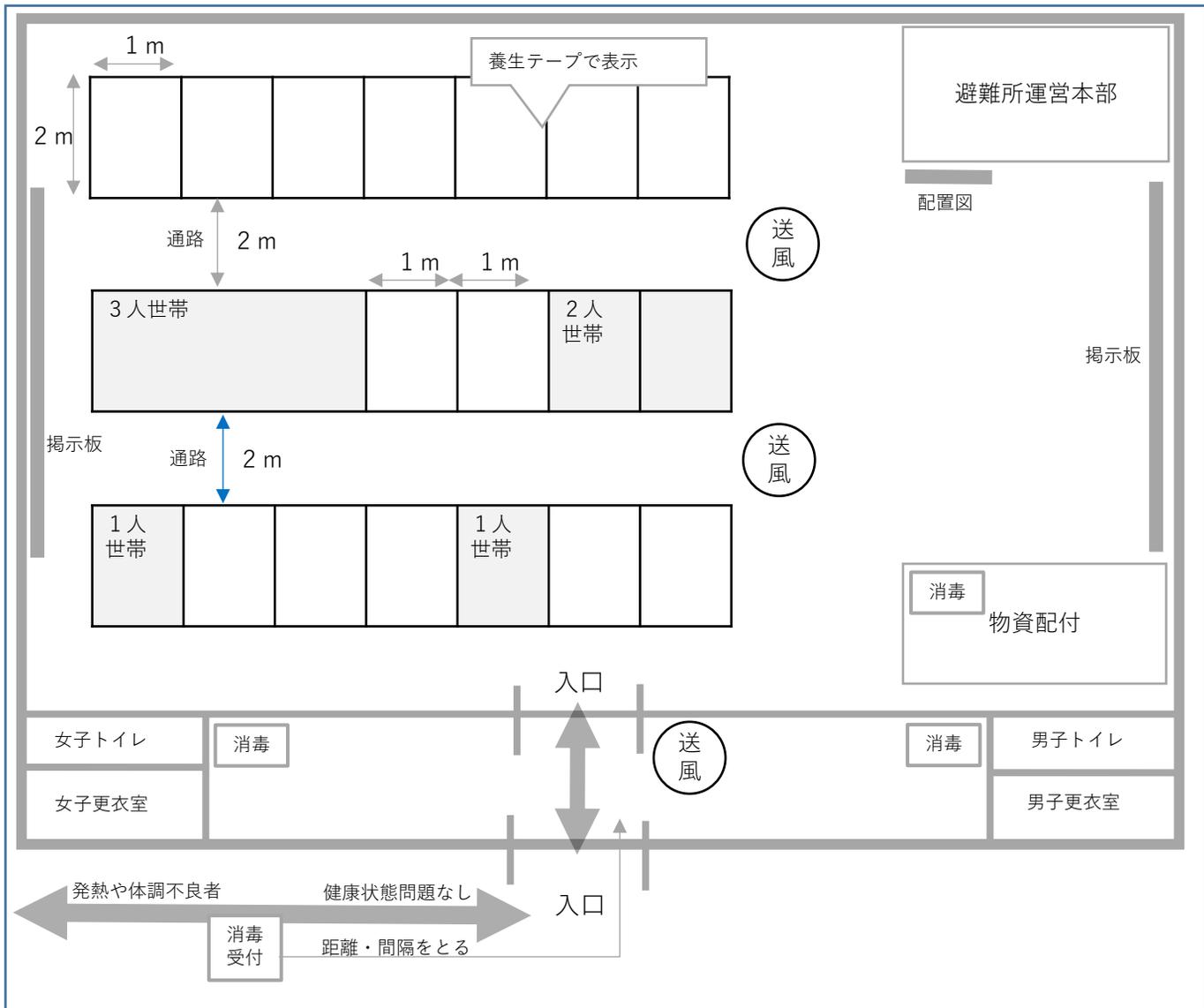
これだけは！チェック

みんなが活動しやすい場所に まずは通路をつくる！
プライバシーを配慮 男女別更衣室は重要！
みんなに情報が行き届くように 見える化を意識！
複数の看板や立て看板等の工夫
トイレが使いやすいように 要配慮者は通路側、女性用の数を確保！

▶季節によって他に考えておくべきこと

適切な水分補給ができるように（特に夏） 給水所の設置！
効率的に暖がとれるように（特に冬） 暖房器具の設置！

*事前に計画した施設のレイアウトを貼り付けてください。(下記はコロナ対策配置の一例)



基準

- テント 2 m × 2 m、マット 2 m × 1 m、毛布 1 人 × 2 枚、水 500 ml × 2 本
- 避難者の向いている方向を一定に向け相互に対面させないこと。

ごみの処分

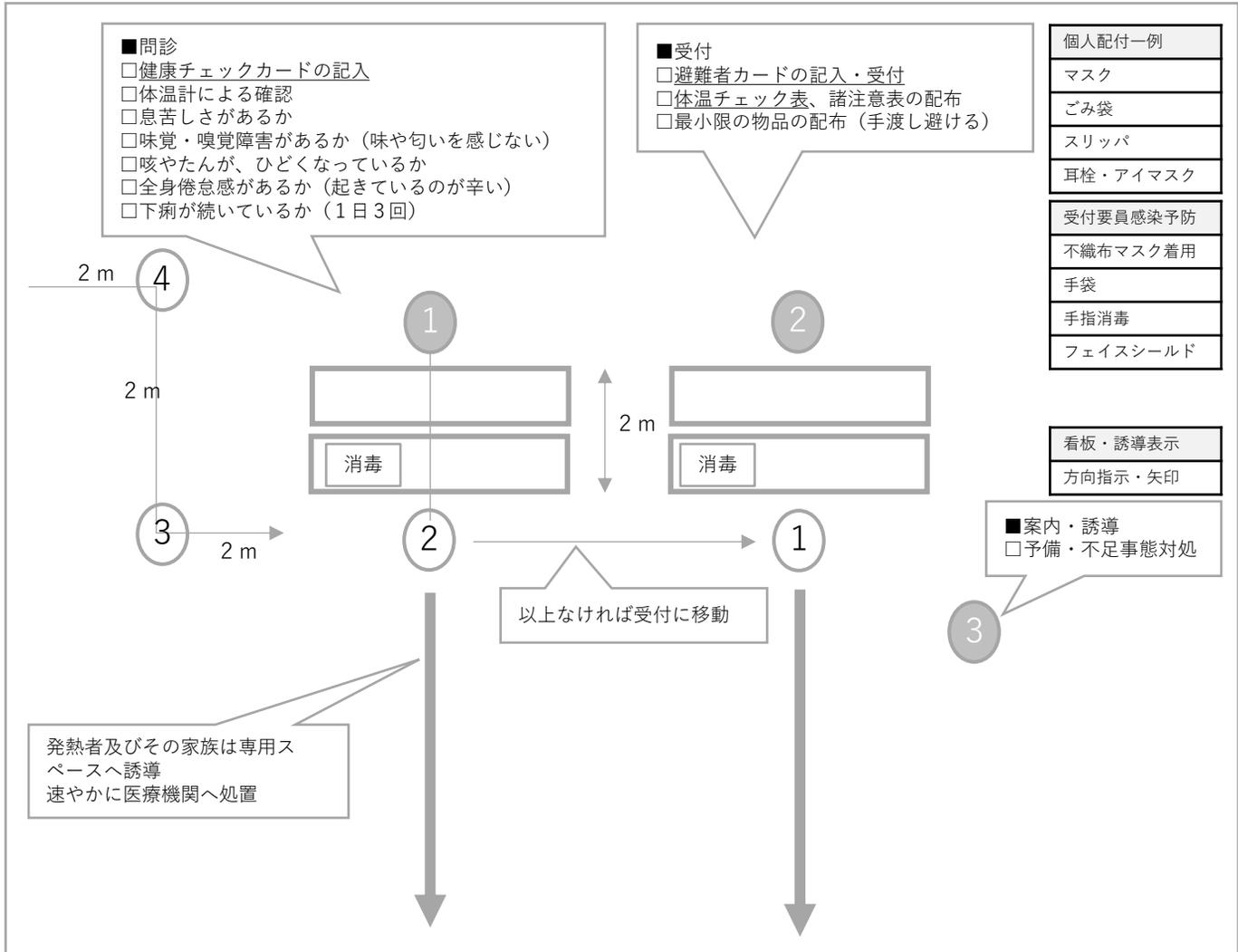
- 生ごみ等の区分け、場所の決定、特に使用済みマスク、ティッシュ等は個人ごとゴミ袋に密閉
- 隔離スペースのゴミ集積場は別に設ける。

分離要領

- 発熱・体調不良者の動線を分けること、別の施設や独立した場所へ案内。

2.4 避難所開設・避難者受付開始

* 事前に計画した受付のレイアウトを貼り付けてください。(下記は一例)



【着意事項】

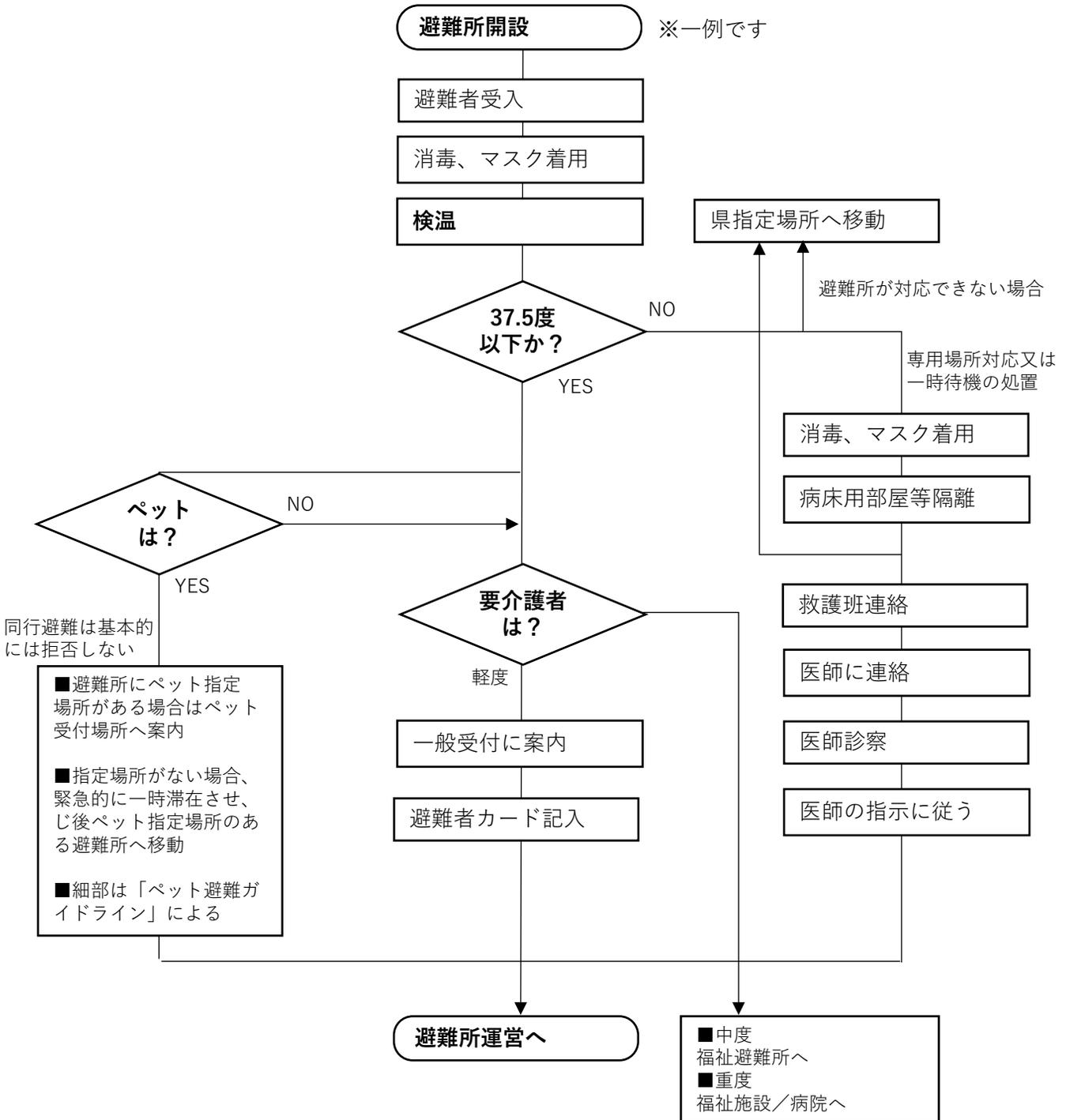
- 家族単位で避難者カードに記入します。記入の精粗は状況によります。
- 避難所受付は、避難者を地区ごとに集計「避難者名簿」を作成し、対策本部へ逐次報告します。
- 安否確認等の情報整理・掲示
- ①安否情報を「安否確認シート」に記入し、対策本部へ逐次報告
- ②避難所の掲示板に張り出し
- ③可能であればPCデータ化して対策本部と情報共有し、検索を容易にしましょう。
- ④【安否確認シート(一例)】

名前	年齢	性別	住所	情報連絡先	備考
松田 庶子	67	女	庶子999-12	090-9019-9999	6月12日以来未確認

※個人情報のため記載を強制しないこと。

必要により性別や年齢等は後で記入していただく場合もあります。

2.5 避難者受入フローチャート

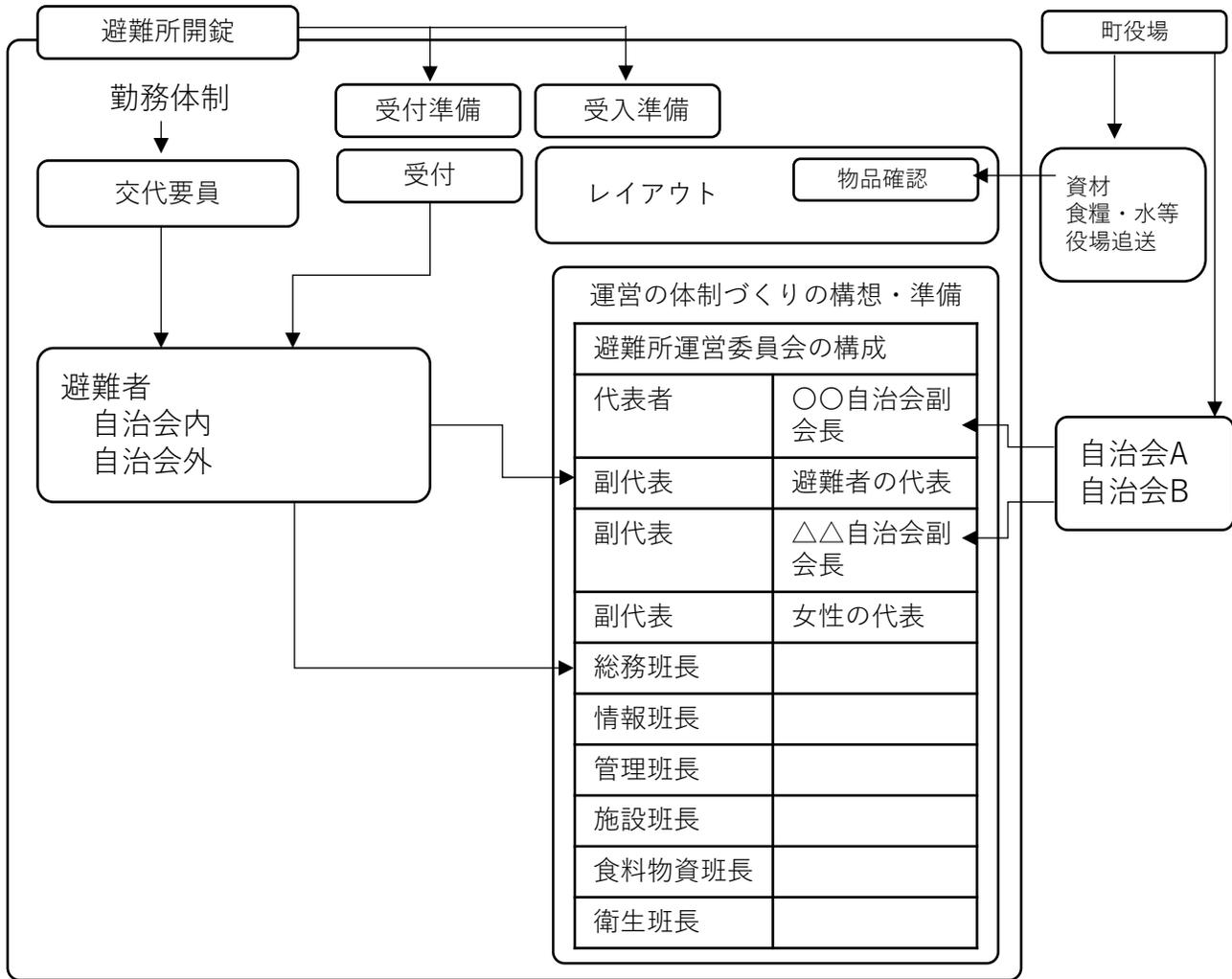


3 運営の体制づくり

運営体制づくり

応急的な対応が落ち着いてきた段階（3日以降）で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置します。

避難所における課題への対応や町役場災害対策本部（以下「対策本部」という。）との連絡等、円滑な運営を進めます。



自治会と運営委員会の兼務

運営委員会の代表や副代表に、避難者が所属している自治会の役員の方々に就いてもらいましょう。

運営全体がスムーズになるとともに、避難者の安否確認も容易になります。

3.2 会議の開催

* 定例的に避難所運営について話し合う会議を開催します。

1 代表者会議の開催

□会議は1日1回開催します。

□会議のメンバーは、運営委員会の代表・副代表・各班長・施設管理担当者で開催します。

2 特別会議（実務者会議）の開催

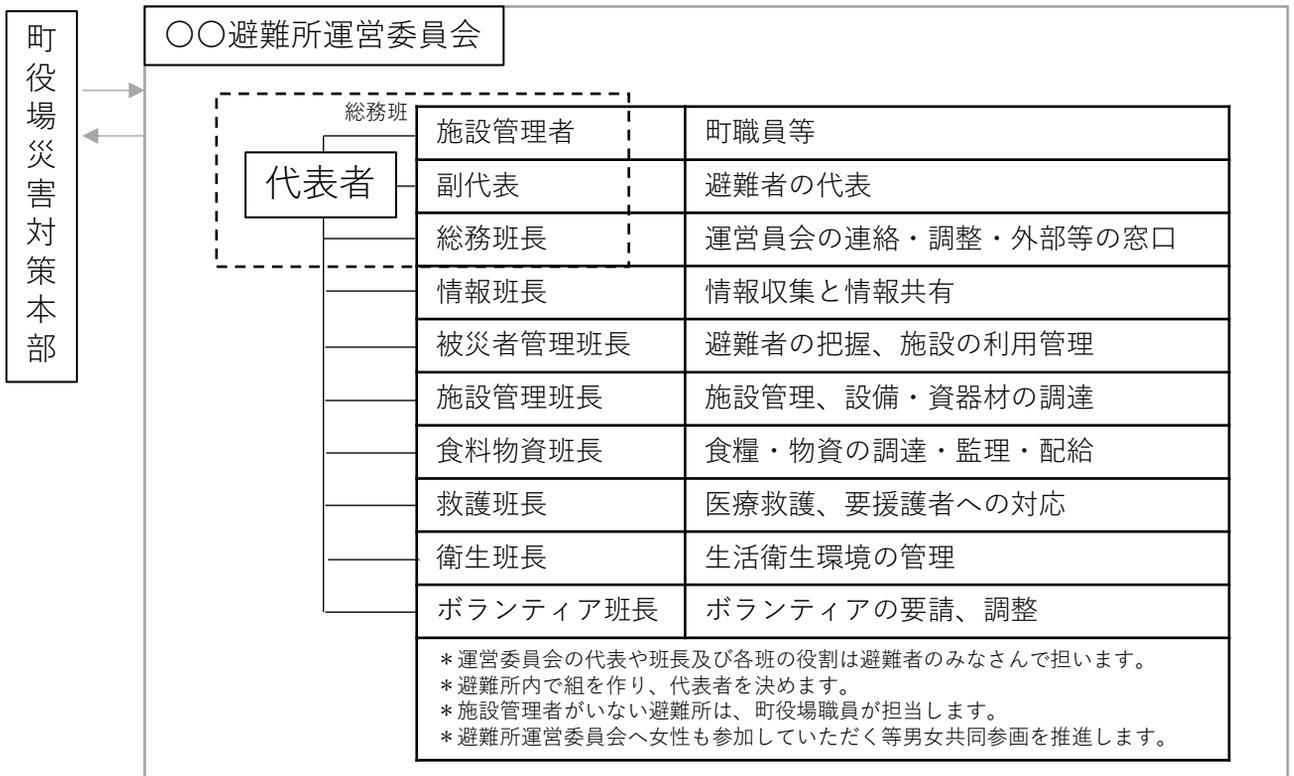
□班ごとに実務レベルの話し合いを適宜行います。

□特別会議の内容は、班長が代表者会議で報告します。

* 現場で臨機応変に対応する必要性があります。

* 避難者の意見を反映させる努力と、理解得る努力が必要です。

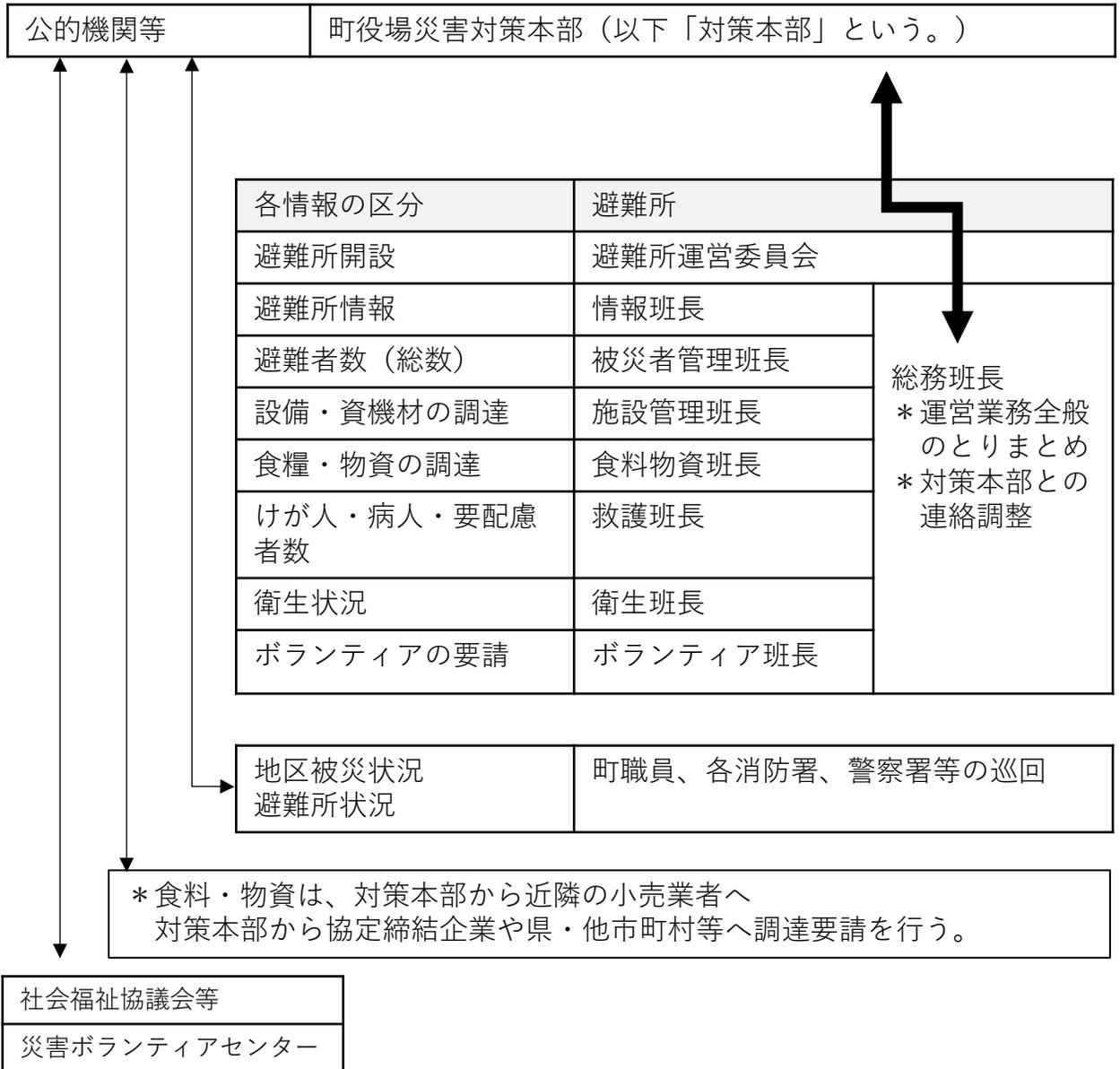
【避難所の運営体制】



施設管理者	【	(連絡先)】
対策本部	【	(連絡先)】
災害ボランティアセンター	【	(連絡先)】
避難所総務班	【	(連絡先)】

3.3 情報伝達の流れ

* 各情報の流れ（一例）



3.4 各班の役割

1 代表者・副代表者の役割

- 要配慮者への配慮
- 管理・運営の申し合わせ
- 施設管理者及び対策本部との調整・統括
- 避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

要配慮者への配慮

避難所のルールは基本的に、自宅等避難者も含む避難者の話し合いで決まります。日頃から要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人等がづらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

管理・運営の申し合わせ

避難所を管理・運営するにあたり、施設管理者や対策本部と表（一例）について確認し、各班と情報を共有し、全避難者にもれなく伝え、円滑な運営に努めます。

運営委員においては、女性や障がいのある人等の意見も聞けるように複数名の当事者や介護者をメンバーに入れます。

申し合わせ事項の一例	内容
トイレの利用方法	掃除・消毒は自ら毎回実施
ごみの排出要領	口を堅くしばる、二重の袋
食糧・物資の配分方法	配食要員は班で交代勤務
喫煙場所	指定された場所、日々清掃の実施
起床・消灯時間	起床前・起床後の音を出さない
ペットについて	ルール違反者は、避難所の強制退居
避難所内の警備・管理態勢	警備は必ず2人以上で実施
建物内火気厳禁	火気は一切厳禁、発熱器具はコンセントを毎回外す

施設管理者及び対策本部との調整・統括

各班からの要請事項について、代表者は、総務班を指揮し、施設管理者及び対策本部に連絡し、対応について調整します。

対策本部から連絡事項について、各班へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

避難所の運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い。避難所運営委員会のメンバーへの確かな指示を行います。

避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し決定します。また、避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。

2 総務班の役割

- 運営委員会内の連絡・調整
- 代表者会議の準備・記録
- 対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口
- 外部との窓口
- 避難者からの意見・要望の受付
- 自宅等避難者からの意見・要望の受付

運営委員会内の連絡・調整

避難所運営委員会の各班の活動が円滑に進むように連絡・調整を行います。必要に応じて、資料作成等を行います。

代表者会議の準備・記録

運営委員会の事務局として、代表者会議の開催連絡や資料作成等を行います。また会議の記録を作成します。

対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口

各班からの要請を受け、代表者の指揮により、対策本部及び関係機関へ連絡します。
(P20)

外部との窓口

外部から提供される物資や情報等を受け付けます。
マスコミ等に対しては、原則的に受け付けず、対策本部に窓口を一本化します。

避難者からの意見・要望の受付

意見箱を設置する等、避難所運営に関する避難者からの意見や要望を受け付け、代表者会議へ報告します。

特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対しては、ニーズを十分に把握できるように関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、代表者会議へ報告します。

自宅等避難者からの意見・要望の受付

避難所に避難している方と同様に、意見箱を設置する等、物資の要求や配給方法、情報伝達方法等に関する自宅等避難者からの意見や要望を受け付け、代表者会議へ報告します。

特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対しては、ニーズを十分に把握できるように関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、代表者会議に報告します。

6 食料物資班の役割

- 救援物資・日用品物資の調達・管理
- 避難者への配給
- 自宅等避難者への配給方法の掲示・配給

救援物資・日用品物資の調達・管理

各班と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、対策本部と連携して物資を調達します。不足物資がある場合は、内容、数量をとりまとめて総務班を通じて対策本部に連絡します。また救援物資等が直接避難所へ到達した場合は、総務班を通じて対策本部へ連絡します。

要請した物資が搬送されたら数量等を把握して、物資保管所へ種類別に保管します。保管場所の鍵は物資班長が管理します。

受入作業は重労働となるので、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

避難者への配給

物資の配給は、配給ルールを決め、可能な限り全員が納得するように配慮して行います。配給においては、避難者の協力を得て行います。配給方法は窓口配布や代表者への配布等、混乱を防ぐ方法を物資によって工夫し、高齢者、障がいのある人、乳幼児等特別なニーズに対しては個別に対応します。

女性用下着や生理用品等の配布は、女性が担当しましょう。

外国人で宗教上食べられないものがある方や、植物アレルギーのある方等についても、個別に対応する必要があります。

自宅等避難者への配給方法の掲示・配給

救援物資は、避難所に訪れる自宅等避難者に対しても、訪れることが出来ない自宅等避難者に対しても、様々な配慮をして配給方法を掲示してPRし、配給しましょう。

MEMO

7 救護班の役割

- 傷病者への対応
- 要配慮者への対応
- 避難者の健康状態の把握

対応に当たっては、避難所及び地域で専門の資格を持った人（看護師、介護士、手話、外国語等）を募り、従事者として加わってもらいます。受付に専用のコーナーを設置するのが理想です。

傷病者への対応

プライバシーに配慮しながら、避難所の傷病者、体調不良者の状況を把握し、総務班を通じて対策本部に連絡します。

機能している医療機関での受診を基本として、必要に応じて医療救護班等の派遣を総務班を通じて対策本部に相談します。（* 発災直後から数日間は、医療機関への派遣が優先されます。近傍の受診できる医療機関を把握し、病人やけが人の緊急対応に備えます。）

避難場内に応急救護スペースを確保し、応急処置を実施します。必要に応じ、総務班を通じて対策本部に要請し、医療品、医療衛生器材を調達します。

※重傷者の場合

119番通報、対策本部に連絡、必要に応じて救急隊や医師・医療救護班の到着まで応急処置

要配慮者への対応

対策本部と連携し、要配慮者や生活支援・介護を行います。必要に応じ、総務班を通じて対策本部に専門職員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また軽易なボランティア支援については災害ボランティアセンターに派遣相談します。

声かけ等により、定期的に健康状態や困っている状況等を確認します。

※避難所での介護や支援が困難な場合 福祉避難所との連携、移送を要請

避難者の健康状態の把握

対策本部の態勢が整った段階では保健師等が避難所等を巡回し、定期的に避難所の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア相談等を行います。救護・要配慮者班でも、定期的にすべての避難者の心身の健康状態を確認します。必要に応じて保健師、医療機関、対策本部に総務班を通じて連絡し、適切な指示を受けましょう。

※健康観察のポイント

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| ○外傷を受けていないか | ○眠れているか |
| ○食事・水分摂取量は足りているか | ○咳・熱・下痢等の症状はないか |
| ○話し相手はいるか | ○トイレに行けているか |
| ○脱水（口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少、頭痛等）の兆候はないか | |

8 衛生班の役割

- 新型コロナウイルス等の感染症予防（手洗い・消毒・換気等の統制）
- 生活衛生環境の管理

新型コロナウイルス等の感染症予防（手洗い・消毒・換気等の統制）

新型コロナ／インフルエンザ等による感染症を予防するため、石けんと流水による手洗いを奨励します。水道が使用不能の場合はアルコール消毒等手指消毒で対応します。また、霧吹き等水をスプレーする等乾燥防止に努めます。

トイレや手洗い場等に消毒液を配置し「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」を表示し、うがいや手洗いの励行を周知します。手洗い用消毒液は子どもの手の届かない場所に設置します。

手拭き用にペーパータオルを使用する等、使い捨てに留意しましょう。

消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し、確保します。

食後の歯磨きとうがいの励行を推進しましょう。

生活衛生環境の管理

食料の衛生管理について、食器は使い捨てること。食べ残しは取り置きせずその日のうちに捨てること。消費期限を過ぎたものは捨てること。この3点を周知徹底します。

ゴミ収集の管理及びゴミの処理（分別・生ごみの処理）を行います。

トイレと居住空間の二足制（上履き）を導入します。

管理班と連携し、定期的にトイレの状況を把握、総務班を通じてくみ取り（仮設トイレ等）を依頼します。

毛布や寝具の定期的なクリーニングを実施します。

清潔を保つために温かいおしぼりやタオルで身体を拭いたり、足や手等部分的な入浴を導入します。また、入浴施設等生活衛生関連施設に関する情報収集及び提示に努めます。

ハエや蚊等に対する対策を実施し、必要な物品を物資班に要請します。

マスクの使用や咳エチケット等は常時実施するように心がけましょう。

定期的な換気を確実に実施しましょう。

4.1 運営活動のルール

運営に当たって考えておくこと

運営に当たって次の点について考え、必要に応じて、運営方針等情報掲示版等で避難者にお知らせしましょう。避難者へ理解を求め、未然にトラブルを回避し、適切な運営を進めましょう。

これだけは！チェック

*運営に当たり、みんなで配慮

1 情報

情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。

○情報は常に「見える化」を！

2 トイレの利用と水分補給

トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくて済むように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。

○洋式トイレは高齢者他、障がいのある方を優先に

○トイレ利用を我慢するような状況になってないか

3 座位確保

避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。

(椅子や背もたれグッズを配置すること等工夫を)

○座った体勢で過ごせるよう工夫をしましょう。

4 プライバシーと見守り

避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、衝立を立てる等の配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなると、ちょっとした様子の変化にお互い気づきにくくなってしまいます。また、最近では多発する犯罪の未然防止の意味もあります。

○声かけ等の見守りの工夫をしましょう。

○体操の時間等、共有体験の時間を作りましょう。

5 ペットと衛生管理

ペットは、飼い主である避難者にとって家族の一員かつ心のよりどころの存在です。

一方、飼っていない人は、単なる動物であり不快な存在になりがちです。

両者ともに配慮が必要です。

○松田町ペットガイドラインに沿った受け入れを基本とします。

6 女性への配慮

避難所生活では、更衣室の設置、衝立によるプライバシーの確保、授乳室の設置、必要物資の支給方法等の女性に配慮した運営が必要です。

○運営委員会に女性も複数名参加して、主導的な運営をしてもらいましょう。

7 障がいのある方への配慮

障がいによって様々な対応が必要ですが、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても、障がい者の声が聞こえる体制を作ることが必要です。

○障がい者に配慮した支援体制にしましょう。

8 高齢者への配慮

高齢者は体力が低下しているため、これまでの生活とは異なる避難所での生活により、容易に体調を崩し、健康を損なう危険性があります。

○高齢者の心身の健康維持と自立支援を心掛けましょう。

9 子どもの居場所

被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いつきり声を出す」「体を動かす」等ができる居場所を作りましょう。

○子どもの居場所づくりを考えましょう。

10 外国人への対応

外国人は言葉の壁によって、状況把握等が難しく不安な状況に陥ることが考えられます。情報伝達の工夫が大切です。

○通訳者や翻訳機等により、外国人への情報伝達を工夫しましょう。

11 自宅等避難者への対応

避難所は、自宅等避難者支援を含めた活動拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給等、自宅等避難者への対応もしっかり行うことが求められます。

○避難所へ訪れる自宅等避難者へも情報提供を漏れなく実施しましょう。
自宅避難者を把握し、炊き出し・救援物資の配給を行いましょう。

12 サラリーマン・観光客等帰宅困難者への対応

避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することがあります。

○帰宅困難者にも積極的な情報提供や配慮を！

13 LBG Tの対応

性的少数者LGBT等への配慮を忘れないようにしましょう。

○相談窓口→受付対応（性別等カード記入は強制しない）

性別に関係なく使えるスペースの確保	→	居場所はテント使用でプライベートは確保
男女共用のユニバーサルトイレの設置	→	男女のトイレ場所に1基を指定
風呂やシャワーの個別利用、時間設定	→	設定時考慮する
男女別の救援物資を人目に触れず配布	→	個別に直接配布

4.2 管理

* 避難所において、誰もができるだけ利用しやすいように、次の管理に気を付けます。

衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場（洗面場）と調理場は分けましょう ・配食時等食べ物に触れるときは、必ず手を洗い、手指消毒をしましょう。 ・マスクを十分に用意しましょう。 ・残飯やゴミは分別して所定の場所に廃棄しましょう。匂いに注意 ・汁物や残飯を捨てるバケツにはふたをしましょう。動物に注意 ・残り物は捨てるように指導しましょう。 ・食中毒に注意しましょう。配給時食べものを残さないよう指導しましょう。 ・手洗い、うがいを徹底しましょう。貼り紙や掲示板や放送で徹底しましょう。 ・手洗い用消毒液を子どもの手の届かない場所に設置しましょう。 ・清拭（せいしき）・足浴で清潔を保ちましょう。
食事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を提供しましょう。 ・地域の協力で炊き出しが出来るようにしましょう。 （被災3日後くらいには、一日一食は温食を食べるのが理想） ・時間を決めて食事をするようにしましょう。団体生活のルール ・食事の際、感染症予防に注意しましょう。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・1日5分でも体を動かす体操等、実施しましょう。 エコノミークラス症候群を防ぐためにも、散歩や体操は有効です。 ・個人の健康管理についてもルールを定めて、注意を促しましょう。 （口腔衛生管理、喫煙管理、飲酒管理等） ・アルコール依存症の発症を防ぐため、避難所は原則禁酒とします。
他のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・起床、消灯等生活時間を決めておきます。 ・朝礼、健康体操の時間を決めておきます。 ・掃除を行う時間を決めておきます。 ・掃除当番や配食当番等、避難者が参加するようにします。 ・人数確認（点呼）の時間を設定します。 ・避難所内は火気厳禁とします。 ・貴重品の管理について自己責任で行うように周知します。 ・その他、必要に応じて話し合い、ルールを決めます。

* 避難所生活において避難所の方に守ってもらいたいルールについては、必要事項を話し合い決定します。

必要事項を記入し、情報掲示板に掲示、放送等で周知します。

ルールの掲示例（イメージ）

避難所生活のルール	
生活時間のこと ○起床 0600 ○消灯 2300 ○点呼 2000 ○	衛生管理 ○手洗い、うがいを徹底！ ○残飯、ゴミは分別して所定の位置に！ ○
施設管理 ○立入禁止は入らない！ ○靴はポリ袋に入れて！ ○トイレは決められた場所に！立ちション禁止！ ○	運営 ○掃除当番表！ ○建設的な意見を！ ○

* 掲示する際は、重要ポイントを赤字や太字、アンダーラインを引く等工夫しましょう。

4.3 福祉避難所・一般避難所福祉スペース

- * 次のような考え方で福祉避難所、一般避難所福祉スペースが設置されます。
 救護・要配慮者班を中心に連携を図りましょう。今後、まだまだ検討が必要です。

福祉避難所の考え方				
福祉避難所とは ○一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人等、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。 ○福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所です。				
対象				
○高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難生活において特別な配慮を要する方が対象です。 ○要配慮者の状態に応じて、要配慮者の介助者1名についても、福祉避難所への避難が可能です。				
* 福祉避難所への避難の流れ 1 身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難 2 一般の避難所において、保健師等が高齢者や障がいのある方の介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定 3 スタッフの配置等受入態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ（搬送は家族や地域の支援者、但し、できない場合は福祉車両や他の手段を調整する。）				
一般避難所の福祉スペース（室）の考え方				
福祉避難所において、対象者すべてを収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、一般の避難所の中の福祉スペースの設置をするもの。				
対象となる方の状態と収容施設のイメージ				
	軽度	中度	重度	対象
一般避難所の福祉避難スペース（室）	○			比較的要介護度が軽度で専門的なケアが必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所及び提携福祉施設		○		要介護・障がいの程度が高く、専門的なケア等の特別な配慮を必要とする方
緊急入所及び提携福祉施設		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方

安定期から撤収期

安定期（3週間以降）では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケア等を図るとともに、避難者の自立に向けた取り組みに併せて避難所の撤収への合意形成を進めます。

※避難者生活長期化の注意点

- 避難所での生活が長期化した場合は、対策本部と相談し、衝立やスペース配分の見直し等を行います。
- 長期化に伴って家具の備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせたスペース配分や表示をするとともに、家族単位に構成していきます。
- 避難生活が長引くストレス等から、些細なことが大きなトラブルになります。避難者の変化に注意が必要です。

避難所統廃合に伴う移動

施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合を進める際は、避難者に対し部屋の移動等事前に広く広報する必要があります。

避難所が移動することを決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対して周知しておきます。

避難所の撤収・閉鎖

避難所撤収が決定した場合は、撤収の準備に取り掛かります。まず、避難所の閉鎖時期と撤収準備等について避難者に説明します。

回収が必要となる物資等がある場合は、対策本部へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を運営委員会の指導の下、避難者同士が実施し、施設管理者の点検を受けます。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は閉鎖日をもって終了します。それまでの記録や成果は、対策本部へ提出します。

第2章 風水害の場合

1 レベルに応ずる各組織の行動

自主防災会・住民の行動	避難所の開設・運営	町役場の行動
レベル1「早期注意情報」 （気象庁）		
TV、ネット等気象情報を確認		
家周辺の安全対策、非常持出品の確認、ハザードマップ・マイタイムラインの確認		
レベル2「大雨・洪水注意報」 （気象庁）		
車のガソリン満タン、携帯の充電 緊急連絡先の確認、家族の状況等	予想から資材等の事前準備	各人の情報収集 情報収集要員の参集
危険な場所に居る住民は、自主避難 を含め先行準備 ▪ 地区避難所開設の検討	自主避難所としての開設準備 避難所開設要員の準備 ▪ 資材確認 ▪ 安全確認	事前配備（情報収集・準備） ▪ 台風の進路確認 ▪ 準備要員の参集
レベル3「高齢者等避難」 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、準備後すぐに避難しましょう。		
町による放送（高齢者等避難）重視事項：避難所開設		
要配慮者の準備に引き続く避難 自主防災会の行動 ▪ 情報の収集・伝達 ▪ 見回り・安否被災確認	避難所の開設 ▪ 準備のための開錠 ▪ 受入準備・安全点検等 ▪ レイアウト作り ▪ 避難者への開設・受付開始 ▪ 避難者数把握・名簿作り ▪ 居住スペースへの誘導 高齢者等の受け入れ施設	職員の参集 ▪ 避難所開設指示 ▪ 対策本部の設置
マイタイムラインに基づく自分の行 動決定	開設場所の拡張準備	情報収集 ▪ 自主防災会、町内、県の状況
レベル4「避難指示」 危険な場所にいる人は「避難指示」で全員避難しましょう。		
災害による被害者が多数発生（発災から72時間）重視事項：人命救助を最優先		
自主防災会の行動 ▪ 救出・救助 ▪ 衛生救援 ▪ 二次災害の防止	風水害による避難所は、徐々に 体制を整えていく ▪ 物品や食糧等の配送 ▪ 暑さ、寒さ、騒音対策 ▪ 情報提供等避難者のニーズ 把握	72時間の業務継続 ▪ 被災状況の把握・報告 ▪ 死者・行方不明者への対応 ▪ けが人・病人の応急対応 ▪ 災害派遣、救急対処依頼 ▪ 関係機関との連絡調整等
自主防災会としての掌握と報告 ▪ 情報収集と提供	避難所の拡張 ▪ 生涯学習センター観覧席の開 放時期	避難所運用 ▪ 避難所開設状況の把握 ▪ 食料・飲料水等の配分 ▪ 福祉避難所の開設 ▪ 要配慮者の振り分け
レベル5「緊急安全確保」 すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。身の安全の確保を。		
災害発生情報の提供、危険な場所や道路通行禁止等を広報する。 ▪ 注意喚起の伝達をあらゆる手段を用いて、町役場が実施		
県等関係機関に被害見積の続報報告、情報収集や人命救助の増援依頼等を実施する。		
以降の避難所運営は、第1章の展開期（72時間～3週間）以降に準ずる。		

避難所開設の流れ

風水害の特徴は、天気予報により、ある程度の待ち受けができることです。また、その避難は建物である避難所を雨や風を防げる避難場所として使用するものであり、いわゆる避難所の本来使用の退避避難(Sheltering)ではなく、緊急避難(Evacuation)となります。したがって、長時間の避難生活のためではなく、その準備は簡易なものとなります。

風水害時の避難所開設のポイントは、避難者を建物の中に保護することが最大の目的であるため、避難所を避難情報に先駆けて、迅速に開錠し開設することです。

開設の判断

原則必要な場合は、避難情報発令時、自主避難者等がいる時です。

身の安全の確保と避難

風水害時は、大雨警報や洪水警報／氾濫警戒情報のレベル3段階で、危険な場所に住んでいる一般の人が避難準備を、高齢者等は準備をして速やかに避難を実施します。

重要なことは、「危険な場所にいる」ということが避難の前提になります。具体的な一例は、ハザードマップの特別警戒区域（レッドゾーン）にいる人、又は浸水深0.5m以上は避難所に、警戒区域（イエローゾーン）又は浸水深0.5m以下にいる人は自宅の2階へ等避難する等の一定の考え方が必要です。細部は、各世帯一軒一軒異なります。

暴風時は自宅から動かないことも身の安全を守るため大切です。しかしながら、ハザードマップの区域外でも危険を感じたり、災害の兆候が表れたりした場合、迷わず避難所へ避難をして下さい。

また、必要により要配慮者や隣近所への声かけや支援が求められます。自助「自分の命は自分で守る」、共助「隣近所で助け合う」を実践しましょう。

その他の記載

避難所の運営要領等は、「第1章 大規模震災の場合」を準用します。

町役場は、公助の責任を果します。

公助とは、災害時の町役場の業務を指します。

災害時における業務は、避難、インフラ維持、情報の集約及び指揮、救援の誘致等があります。その中で、避難所の運営は、全ての業務が集約する最も大切な公助と考えています。

避難の長期化に対応し、自宅避難者等にも配慮した避難所づくりに取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活の長期化は避けられないほどの大規模な災害が今後発生すると考えられています。

避難所は、避難所の避難者のみならず、自宅等避難者や他市町村からの避難者、外国人の避難者等、避難している全ての人が、等しく物資の供給、情報の共有等を行い生活再建の拠点になるように取り組む必要があります。

災害は予告もなく突然にやってきます。

本マニュアルの通りに事態が進行せず、避難所の開設・運営がその時の状況で変化することをご理解していただきますようお願いいたします。

本マニュアルの更なる深化のため、皆さまのご意見やご質問をお待ちしています。

〈資料集〉

様式 1 - 1	施設安全点検用紙	【木造】		
点検年月日	年 月 日	点検者		
建築概要				
所在地：				
建築名：		建設用途		
管理者：氏名		建設年		
次の質問の該当するところに○をつけて下さい。				
質問 1 建築周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか？ A.いいえ B.生じた C.ひどく生じた *噴砂(ふんさ)とは「ボイリング」の別称で地面から砂と水の混じった状態の泥水が噴き出す現象をいう				
質問 2 建物の足元(基礎)が壊れましたか？ A.いいえ B.壊れたところがある C.ひどく壊れた				
質問 3 建物が傾斜しましたか？ A.いいえ B.傾斜したような感じがする C.明らかに傾斜した				
質問 4 床が壊れましたか？ A.いいえ B.少し傾いた、下がった C.大きく傾いた、下がった				
質問 5 柱が折れましたか？ A.いいえ B.割れを生じたものがある C.完全に折れたものがある				
質問 6 内部の壁が壊れましたか？ A.いいえ B.ひび割れや目透きが生じた C.壁土が落ちたり、ボードがはらんだりした *目透き(目隙)「めすき」「目開き」とも、糊が乾いてからジョイント部分に隙間が開くこと *壁土(かべつち)とは、壁を塗るのに使う粘り気のある土、また壁に塗った土				
質問 7 外壁タイル・モルタルが落下しましたか？ A.いいえ B.落下しかけてる B.落下した(Cの解答はありません)				
質問 8 屋根の瓦やトタンが落下しましたか？ A.いいえ B.ずれた C.落下した				
質問 9 建具やドアが壊れましたか？ A.いいえ B.建具・ドアが動きにくい C.建具・ドアが動かない				
質問 10 ガラスが割れましたか？ A.いいえ B.数枚割れた B.沢山割れた(Cの解答はありません)				
質問 11 天井、照明器具が落下しましたか？ A.いいえ B.落下しかけている C.落下した				
質問 12 その他目についた被害を記入して下さい				
判定	質問 1～12 を集計してください。			
	A	B	C	
集計				
Cの答えが一つでもある場合は「危険」です。質問1～8にBの答えがある場合にも「要注意」です。それ以外は「安全」ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら「応急危険度判定士」等専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに町の災害対策本部へ相談して下さい。				

様式 1 - 1	施設安全点検用紙	【コンクリート造等】RC造、SRC造		
点検年月日	年 月 日	点検者		
建築概要				
所在地：				
建築名：		建設用途		
管理者：氏名		建設年		
次の質問の該当するところに○をつけて下さい。				
質問 1 建築周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか？ A.いいえ B.生じた C.ひどく生じた *噴砂(ふんさ)とは「ボイリング」の別称で地面から砂と水の混じった状態の泥水が噴き出す現象をいう				
質問 2 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？ A.いいえ B.10cm以上沈下している C.20cm以上沈下している				
質問 3 建物が傾斜しましたか？ A.いいえ B.傾斜したような感じがする C.明らかに傾斜した				
質問 4 床が壊れましたか？ A.いいえ B.少し傾いた、下がっている C.大きく傾斜している、下がっている				
質問 5 柱が折れましたか？ A.いいえ B.コンクリートが剥がれている B.大きなひびが入っている B.中の鉄筋が見えている C.柱が潰れている				
質問 6 壁が壊れましたか？ A.いいえ B.コンクリートが剥がれている B.大きなひびが入っている B.中の鉄筋が見えている C.壁が崩れている				
質問 7 外壁タイル・モルタル、看板等が落下しましたか？ A.いいえ B.落下しそう(何が：) B.落下した(何が：) (Cの解答はありません)				
質問 8 天井、照明器具が落下しましたか？ A.いいえ B.落下しそう(何が：) B.落下した(何が：) (Cの解答はありません)				
質問 9 ドアや窓が壊れましたか？ A.いいえ B.ガラスが割れた B.建具・ドアが動きにくい B.建具・ドアが動かない(Cの解答はありません)				
質問 10 その他目についた被害を記入して下さい				
判定	質問 1～10 を集計してください。			
	A	B	C	
集計				
Cの答えが一つでもある場合は「危険」です。質問 1～7にBの答えがある場合にも「要注意」です。それ以外は「安全」ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら「応急危険度判定士」等専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに町の災害対策本部へ相談して下さい。				

様式 1 - 1	施設安全点検用紙	【鉄骨造】S造		
点検年月日	年 月 日	点検者		
建築概要				
所在地：				
建築名：		建設用途		
管理者：氏名		建設年		
次の質問の該当するところに○をつけて下さい。				
質問 1 建築周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化等がございましたか？ A.いいえ B.生じた C.ひどく生じた *噴砂(ふんさ)とは「ポイリング」の別称で地面から砂と水の混じった状態の泥水が噴き出す現象をいう				
質問 2 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？ A.いいえ B.数センチ程度沈下している C.10cm以上沈下している				
質問 3 建物が傾斜しましたか？ A.いいえ B.傾斜したような感じがする C.明らかに傾斜した				
質問 4 建物の外壁が壊れましたか？ A.壁面にわずかな割れ目(以下「きれつ」と呼び)が生じている。壊れていない場合も含む B.わずかな落下や目地(外壁のつなぎ目)の部分にずれが生じている C.壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは剥がれて落下しそうである。 C.ひさし・バルコニーや野外広告物等高い所にある重量物がぐらぐらして落ちそうだ				
質問 5 建物の内部が壊れましたか？ A.わずかなきれつが生じている、壊れていない場合も含む B.わずかな落下が生じた C.壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている				
質問 6 床が壊れましたか？ A.いいえ B.少し傾いた、下がっている C.大きく傾斜している、大きく下がっている				
質問 7 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？ A.健全である。内外装等の仕上げのために見えない場合も点検する。 B.コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である。 C.コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは柱をコンクリートに留めているアンカーボルトが破断・引き抜けている。				
質問 8 すじかいが切断しましたか？ A.すじかいの損傷はほとんど見られない。内外装等の仕上げのために見えない場合も点検する。 B.すじかいの破断がごく少しみられる程度。よく見るとすじかいの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の兆候が見られる。 C.すじかいの破断が各所でみられ、切れたすじかいの本数は全体数の半分程度である。 *筋交い(すじかい)とは、柱と柱の間に斜めに入れて建築物の構造を補強する部材/筋交/筋違/brace *天井面に配された水平筋交いと壁面に鉛直筋交い(窓の開閉の邪魔になる斜めの材)があります。				
質問 9 ドア・窓が壊れましたか？ A.わずかなきれつ程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む。 B.ドア・窓がかなり開閉しにくい。また角にきれつが生じている。 B.ドア・窓が開閉できない状態、あるいは著しく壊れている。(Cの解答はありません)				
質問 10 天井、照明器具が落下しましたか？ A.落ちていない B.落下しそう(何が：) B.落下した(何が：) (Cの解答はありません)				
質問 11 その他目についた被害を記入して下さい				
判定	質問 1～10を集計してください。			
	A	B	C	
集計				
質問 1～8にCの答えがある場合は「危険」です。Bの答えがある場合にも「要注意」です。それ以外は「安全」ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら「応急危険度判定士」等専門家(以下「判定士」という)が相談に応じますので、判定士並びに町の災害対策本部へ相談して下さい。				

松田町避難者カード 【入所者世帯主が代表して記入】		避難所名		受付番号								
		記入年月日		令和 年 月 日								
ふりがな		携帯電話番号 (自宅)										
世帯代表者番号												
住民票の住所												
自宅種類	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()		家屋状況		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止							
			住居可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可							
車	車種 ナンバー 色 駐車場所		ペットの同伴		<input type="checkbox"/> 有 (種類) <input type="checkbox"/> 無 ※ペット 台帳に記入							
避難の状況 (複数回答可)		<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> 野外テント (場所) <input type="checkbox"/> その他 ()										
家族 の 状 況	氏名	性別	年齢	配慮が必要な事項 (☑したものは、下部に詳細を記入)								
				妊産婦	要介護	障がい				アレルギー	服薬	その他
						身体	精神	知的	発達	その他		
	世帯代表者	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>					
☑したものは、 詳細を記入												
避難所運営に協力できること (資格・特技、 作業その他)												
親族からの安否 確認への回答		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	※必ず家族全員の同意を得たうえで☑を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。									
退所時 記入欄	退所年月日		令和年月日		連絡先							
	退所後住所		県				町					
※上記の記入事項について、避難所運営 (食料・物資提供と配慮事項への対応等) のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災台帳の作成に利用しますのでご了承下さい。個人情報で記載に抵抗又は事情がある場合はご相談ください。												

健康チェックカード
【入所者本人が記入】

当日の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名

■体調について

発熱はありますか

はい

いいえ

息苦しさはありますか

はい

いいえ

味やにおいを感じられない状態ですか

はい

いいえ

咳やたんが、ありますか

はい

いいえ

全身倦怠感が、ありますか

はい

いいえ

嘔吐や吐き気が、ありますか

はい

いいえ

下痢が、続いていますか

はい

いいえ

■肺炎球菌ワクチンを接種について

肺炎球菌ワクチンを接種していますか

はい

いいえ・不明

■その他、何か体調に不安はありますか

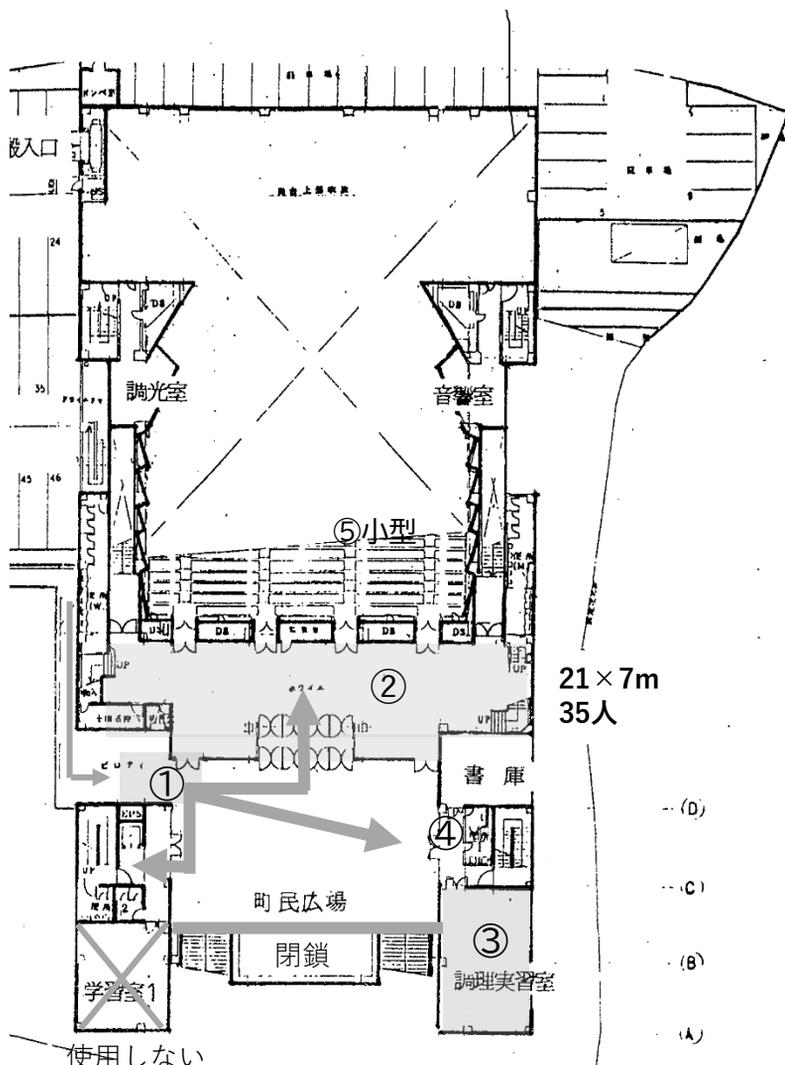
体調チェック表	【本人に渡して日々チェックしてもらう】	
ふりがな 氏名	ワクチン接種の有無 肺炎球菌・インフルエンザ 新型コロナ等	※その他必要事項
	あり・なし・不明	

息苦しさ 一つでも該当があれば「はい」を選択				味覚 嗅覚	喀痰 咳喇	全身 倦怠	嘔気 嘔吐	下痢	その他
①息が荒くなった（呼集数が多くなった） ②急に苦しくなった ③少し動くと息があがる ④胸の痛みがある ⑤横になれない・座らないと息ができない ⑥肩で息をしている・ゼーゼーしている				味や匂いを感じられない	咳やたんが、ひどくなっている	起きているのが、つらい	嘔吐や吐き気が続いている	下痢が続いている（1日3回以上の下痢）	その他の症状 ・食事が食べられない ・半日以上尿が出ない ・鼻水、鼻づまり、のどの痛み、結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、けいれん、その他の気になる症状
一連	月	日	体温 度						
	曜日								
1			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
2			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
3			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
4			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
5			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
6			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						
7			朝	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (具体的症状)
			昼	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
			夜						

生涯学習センター

基準収容人数 100名
 【観客席開放 500名】

2階



受け入れの流れ (一例)

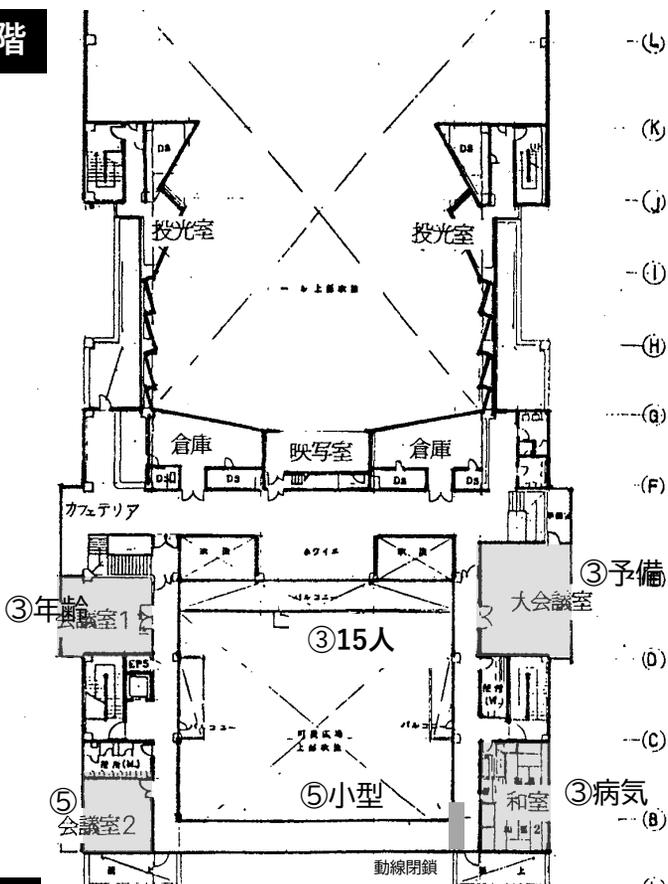
当初は2階の町民広場を活用

- ①受付
 - ・進入路はピロティに至る西側に限定
 - ・必要な検温とチェック、名簿記入等実施
- ②避難部屋
 - ・問題なければ展示ホールへ誘導
 - ・ホワイエは予備及び高齢者・要介護等避難用
 - ・配布する補給品は室内のテーブルに置いて自ら取れるように処置 (セルフ方式)
 - ・避難者の位置は自由に取らせず要員が指定
- ③隔離避難部屋
 - ・体調に問題があった場合は大会議室
 - ・その家族は調理実習室・会議室へ誘導
 - ・実習室に必要な補給品は集積
- ④トイレ
 - ・一部のトイレは女性専用
- ⑤ペット
 - ・犬猫は「松田町ペットガイドライン」による。

※最終的には観客席を開放



3階



■対応要領

□避難所に来る前に (住民)

水不足も考えられますのでアルコール消毒液やアルコールティッシュ等があれば持って来てください。
マスクが不足している状況ですので、持っているならば自分のマスクを着用してください。
水・食料・寒さ対策、スマホ充電器材等々

■住民が避難所入る場合 (運営)

避難所に入る場合は、住民の体調や体温を確認し、感染の疑いが無いか調べて下さい。
→入れない場合の対処も待機場所、専用部屋の準備
①避難所の運営は疑いがある人を別の場所に離すことを実施して下さい。その家族②もさらに別の場所を準備して下さい。
※①熱が37.5度以上、体調不良者、②①該当の家族

■住民が避難所に入ったら (運営)

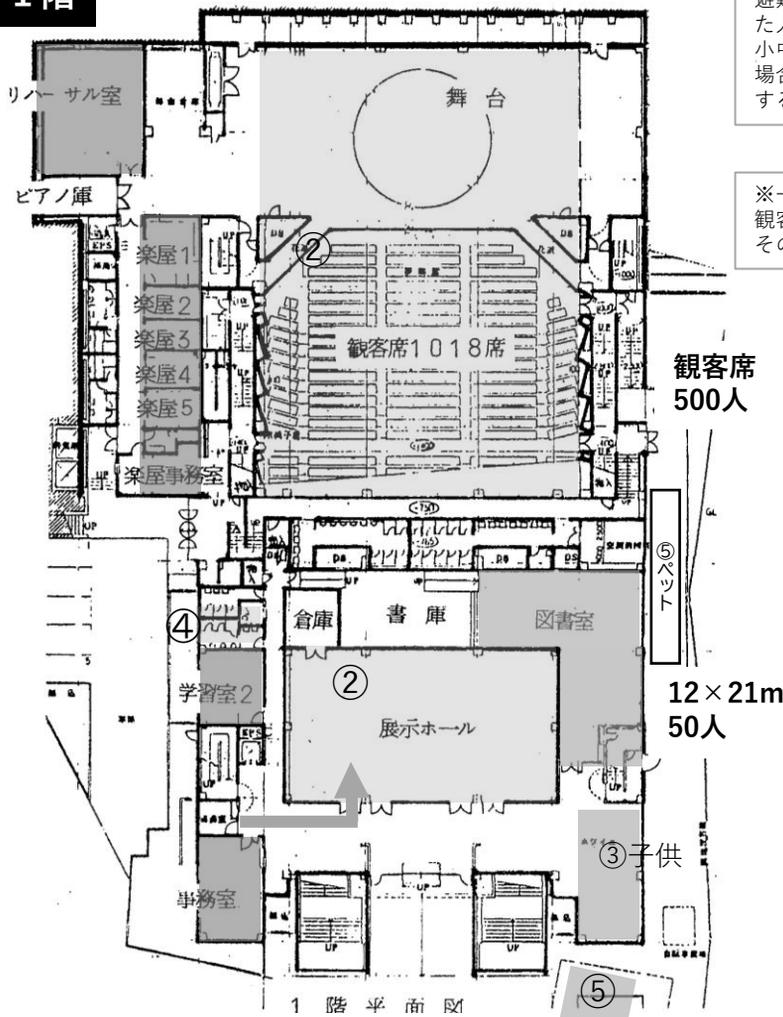
新型コロナウイルスの感染を予防するには「密閉・密集・密接」の3つの密を避けることが基本です。
出来るだけ換気を心がけ、密接した状態での会話は控えて下さい。ほかの人の距離は、飛まつが届かない2メートルを基準に空けてください。
特にお年寄りや基礎疾患にある方、妊娠中の方等は特に距離を取って過ごすようにして下さい。
無ければタオルや手ぬぐい等を利用し、せき等をする際に限らず、口を覆うようにして下さい。
手洗いや消毒を徹底するようにしてください。多くの人が接触するドアノブ等に触れた際には、特に重要です。
手で顔に触れることもなるべく控えてください。

※参考

避難する住民が増えた場合や、避難中に発熱やせき等の症状が出た人の専用スペース、小さい子供を持つ家族等多様に使えるよう、小中学校の空き教室の確保も事前に調整 (学校体育館が避難所の場合体調が悪い人を空いている学校の教室等隔離した場所に移動する等)

※一時避難のための雨風対策ならば、一定の換気を実施すれば観客席が可能となり、人員の一時避難が可能。
その基準は1/2とする。

1階



観客席
500人

12×21m
50人

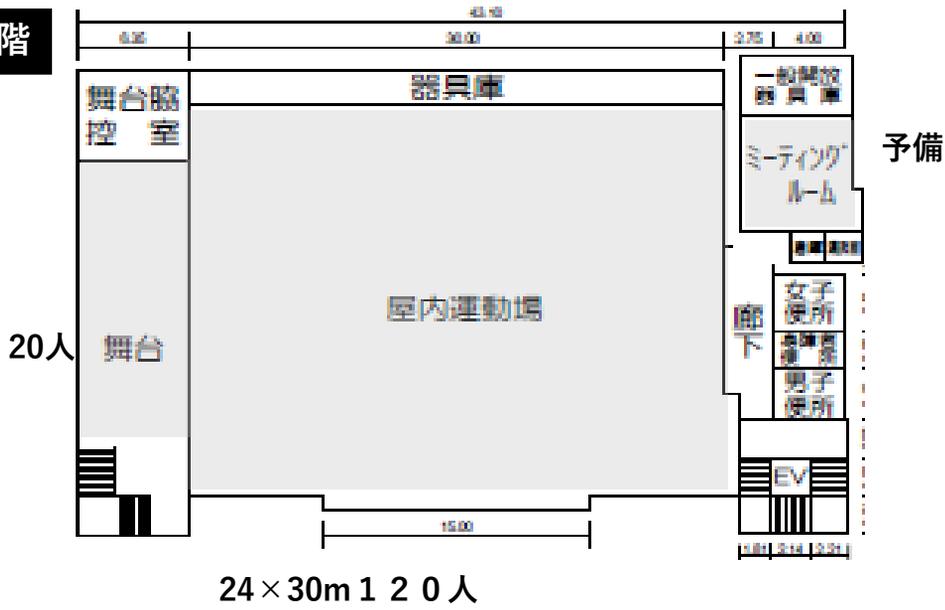
③子供

1階平面図

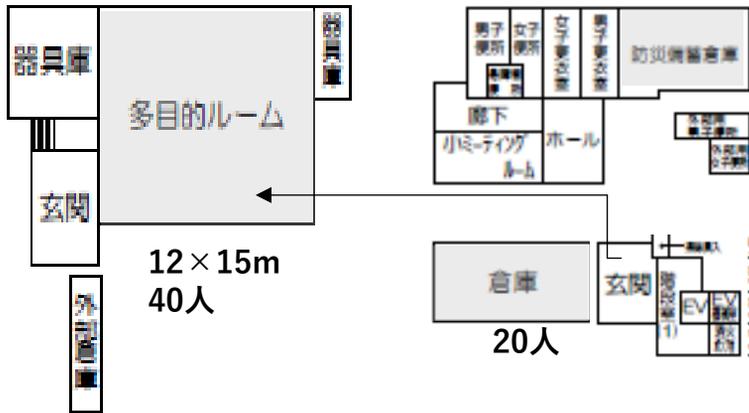


■寄小学校 収容200人

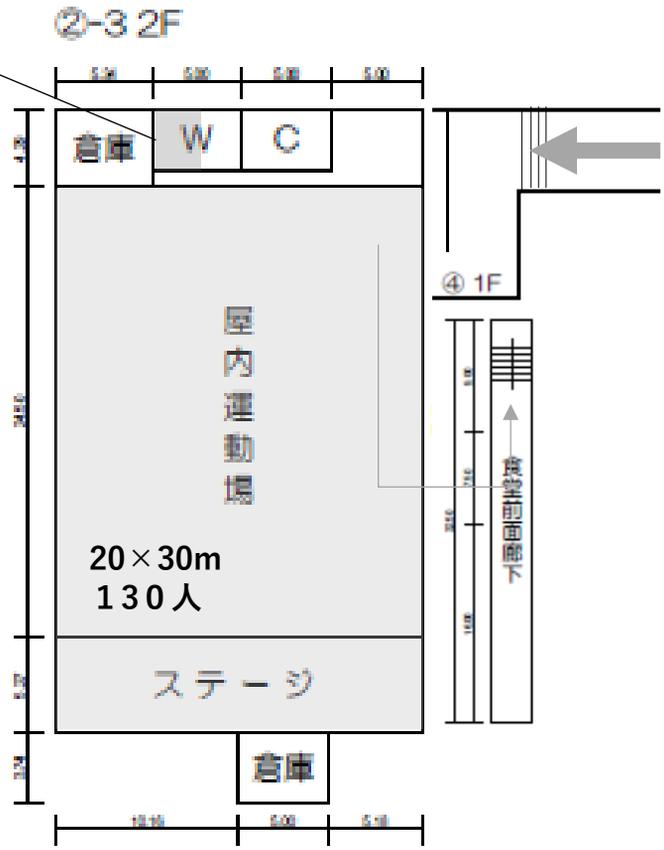
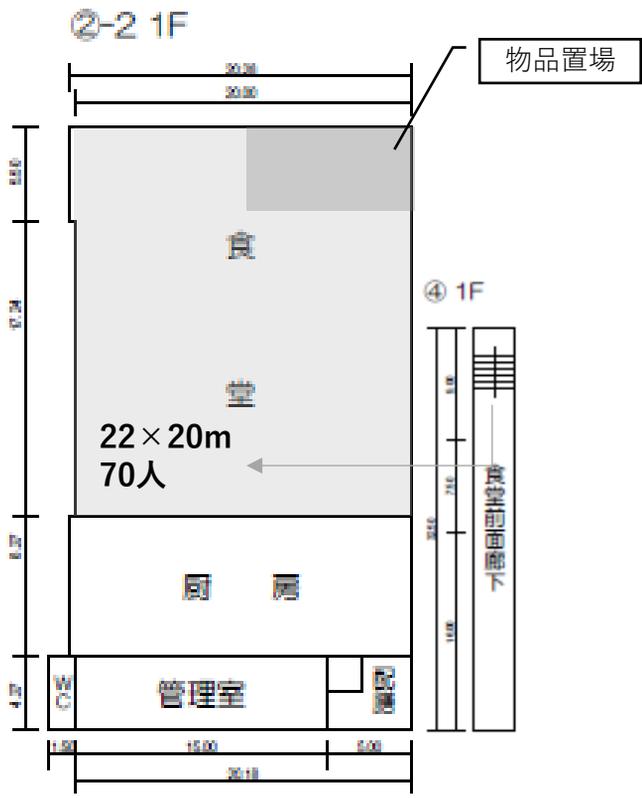
2階



1階



■松田小学校 収容200人



松田町避難所運営マニュアル基本モデルは町のホームページに掲載しています。
松田町ホームページ <https://town.matsuda.kanagawa.jp/>

【このマニュアルに対するお問い合わせ先】

松田町役場 総務課安全防災担当室

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

TEL：0465-84-5540（直通）

FAX：0465-83-1229

Email：bousai@town.matsuda.kanagawa.jp